

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例（平成5年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大和市福田1958番地1」を「大和市下鶴間一丁目1番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。